

第3回「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」議事要旨

1 日時

平成25年10月16日(水) 午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

警察庁第2会議室

3 出席者

座長	安富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	相澤 直樹	一般社団法人全国銀行協会業務部長
(五十音順)	金子 正志	弁護士
	釘宮 悦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
	小林 勇	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授

4 配付資料

第3回配付資料

5 議事要旨

犯罪収益移転防止法に基づく顧客管理制度とFATF勧告等が求める措置の全体像及び本懇談会で取り上げる論点について、配付資料に沿って警察庁から説明し、以下の(1)から(4)の論点について議論がなされた。

(1) 取引時確認を行わないことができる取引について

- ・ 犯罪収益移転防止法の規則第4条に規定されている取引時確認の対象から除かれる取引については、国によるリスク評価に基づいてリスクがないことを証明し、FATFに対してもしっかりと説明をしてもらいたい。税金納付などの取引に、たとえ簡素化されたものであっても何らかの取引時確認を義務付けることは、顧客などへの影響が極めて大きい。
- ・ 国によるリスク評価によりリスクがないとされた取引であっても、マネー・ローンダリングの疑いが具体的に生じたときには取引時確認を行うことを法令で義務付けることが求められているが、これにより疑わしい取引の届出を行おうとしていることを顧客に察知されても内報の禁止には抵触しないこととすべきである。
- ・ 内報の問題については、特定事業者が取引時確認を行うことで顧客が察知して取引が成立しなかったとしても、マネー・ローンダリング防止の観点からは、マネー・ローンダリングを排除できたと評価すべきであり、察知されたことの責任を特定事業者が問われることはないと考えべきである。
- ・ リスクがないことの証明力を高めるためには、ステートメントを十分に詰め込むことが必要であるが、他方、リスクがないことの説明ができないものは、簡素化された措置の対象とすべきである。

- ・ 内報の問題について、取引時確認を行っていないが疑わしい取引の届出が必要とされるような場合、顧客の人定が分からなくとも届出を行うことにより疑わしい取引が顕在化することが重要である。
- ・ 犯罪収益移転防止法の規則第4条に規定されている取引について、新たに取引時確認が義務付けられれば事業者や顧客の負担が増加することになるが、まずは、国によるリスク評価をきちんと行うことが重要である。
- ・ マネー・ローンダリングの疑いの程度について、特定事業者による独自の判断に委ねてよいものか。また、マネー・ローンダリングの疑いが判明すれば届出を行うという緩いものとするのか、あるいは、厳格な基準を設けるのか、それらの中間程度のものとするのか、届け出なければならぬ疑いの程度を明確にするべきである。
- ・ F A T F 勧告をクリアしている外国制度を参考にすると、国によるリスク評価によりリスクがゼロとされない取引は、取引時確認等の顧客管理措置を行うべき旨を法令で規定すべきではないか。

(2) 継続的な取引における顧客管理措置について

- ・ 金融機関は、現状においても、継続的な取引についてモニタリングし、疑わしい取引を届け出る必要の有無について判断を行っている。これを法令で規定するのであれば、その具体的な方法について金融機関の業容等に応じて選択が可能なようにすべきであり、システム導入のほか、アナログ的な措置も可能とする必要がある。
- ・ リスクの高い分野の顧客・取引について、F A T F 勧告ではプライベート・バンキングや非居住者等が例示されているが、国によるリスク評価により、我が国としての類型を規定すべきである。
- ・ 異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存は、特定事業者において異常な取引形態等であるとの評価がなされているものを対象としており、リスクの高い分野に対する措置とは別と考えるべきである。また、そのような取引は、特定事業者において疑わしい取引の届出を検討すべき対象となるもので、特別な注意を払っているわけであるが、法令で規定するのであれば、調査の度合いや結果の記録保存の方法に関しては、特定事業者の業容等に応じて一定の裁量が認められてもよいのではないか。
- ・ 調査結果の記録保存等について、現状では、中小規模の金融機関であっても、主として取引金額、取引回数及び取引相手の3要素による判断に基づく取引のモニタリングを行っており、異常な取引を認めると文書化・記録化していることから、実務での対応は難しくないのではないか。問題は、これを法令で規定して行うこととするのか、規定するのであれば具体的な規定ぶりをどうするかであると考えらる。

(3) 既存顧客に対する顧客管理について

- ・ 既存顧客に対する顧客管理について、法令で規定するのであれば、F A T F 勧告で示されている重要性及びリスクに応じてという形で、実務上実現可能な範囲まで対象を絞り込まないと対応は困難と考える。

- ・ F A T F が求めている重要性及びリスクに応じてということについて、その意味や範囲を明確にしておかないと、法令での義務付けが困難であり、また、特定事業者は実効性のある措置がとれなくなるのではないか。
 - ・ 法令による義務付けでは、義務履行確保の程度の問題があり、実務的には緩めの形での義務付けがよいということになるのであろうが、有効性（エフェクティブネス）の問題も考慮しておく必要がある。
- (4) 各論点全体を通じて
- ・ 主として金融機関を念頭に置くと、民間の銀行であってもマネー・ローンダリング等対策において果たすべき役割がかなり公的な行為義務になり、国際的にもそのような要請があり、それを具体化した法律という形で課せられていくことになるのではないか。
 - ・ 金融機関等の特定事業者にとって、マネー・ローンダリング対策自体が本来業務に入ってきているべきものであるという認識を持つことが重要である。